

北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は千葉市（以下「本市」という。）が実施する北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務委託に係る契約の優先交渉者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その応募手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 委託名

北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務委託

(2) 委託内容

別紙「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 委託限度額

11,561,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 業務担当課

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課事業調整推進班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

TEL 043 (245) 5399

FAX 043 (245) 5667

E-mail shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(6) 支払い条件

完了後一括払い

3 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者

イ 企画提案書類の提出日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

オ 参加申請書提出期限の日から事業者決定日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者
 にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (2) 令和4・5年度の千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：調査・計画）に登録されている者であること。

4 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 募集要領の公表 | 令和4年 9月 7日 (水) |
| (2) 参加申請書受付期間 | 令和4年 9月 7日 (水) から
令和4年 9月14日 (水) |
| (3) 参加申請に係る質問書の受付 | 令和4年 9月 7日 (水) から
令和4年 9月 9日 (金) |
| (4) 質問書の回答 | 令和4年 9月12日 (月) (予定) |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和4年 9月15日 (木) (予定) |
| (6) 技術提案書受付期間 | 令和4年 9月15日 (木) から
令和4年 9月28日 (水) (予定) |
| (7) 技術提案書等に係る質問書の受付 | 令和4年 9月15日 (木) から
令和4年 9月22日 (木) (予定) |
| (8) 質問書の回答 | 令和4年 9月26日 (月) (予定) |
| (9) 技術提案書のヒアリング | 令和4年10月 7日 (金) (予定) |
| (10) 選定結果の公表 | 令和4年10月11日 (火) (予定) |

5 参加申請

参加を希望する者は、次の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア	参加申請書	様式第1号
イ	会社概要書	様式第2号
ウ	業務実施体制	様式第3号
エ	配置予定主任技術者の経歴、業務実績	様式第4号
オ	配置予定担当技術者の経歴、業務実績（1名）	様式第5号
カ	エ及びオに掲げる保有資格、業務実績を証明する書類（資格者証の写し、テクリスの写し、その他業務実績を証する資料の写し等）	

(2) 提出期間

令和4年9月7日（水）から令和4年9月14日（水）まで（土日、祝日除く）。
 受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）。

(3) 提出部数は、各1部とする。

(4) 提出先は、2（5）の業務担当課とする。

(5) 提出方法は、持参又は郵送（書留郵便）とする。郵送の場合は、令和4年9月13日（火）必着とする。

6 参加申請に係る質問の受付及び回答

本募集要領及び特記仕様書の内容に関する疑義については、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

質問書（様式第 8 号）

(2) 受付期間

令和 4 年 9 月 7 日（水）から令和 4 年 9 月 9 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出方法

電子メールにて下記アドレスに送信のうえ、着信確認の電話連絡を行うこと。電子メールの件名は「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務委託に関する質問（業者名を記載）」とすること。

提出先メールアドレス：shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 4 年 9 月 12 日（月）（予定）に千葉市ホームページに掲載する。

7 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果は令和 4 年 9 月 15 日（木）（予定）に参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに通知する。

8 技術提案書の提出

参加資格審査結果通知を受けた者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア	技術提案書表紙	様式第 6 号	正本 1 部 副本 10 部
イ	特定テーマ	様式第 7 号	正本 1 部 副本 10 部
ウ	5（1）のウ～カ		各副本 10 部
エ	ヒアリング資料（スライドデータ）	Microsoft Power Point2019	C D-R 2 枚
オ	ヒアリング資料（エのスライドを打ち出した紙資料）	—	10 部
カ	参考見積書	任意様式	1 部

(2) 提出期間

令和 4 年 9 月 15 日（木）から令和 4 年 9 月 28 日（水）まで（土日、祝日除く）。

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までは除く）。

(3) 提出書類のうち、イ～オには社名等の参加者が特定できる文言やロゴ等を入れないこと。社名等を記載する場合は、参加資格審査結果通知時に参加者に割り当てる色を使用すること（例：赤社）。

(4) 提出書類のうち、ウは参加申請時に提出したものを提出すること。ただし、社名等は割り当てられた色に置き換えること。

(5) 提出先は、2（5）の業務担当課とする。

(6) 提出方法は、持参又は郵送（書留郵便）とする。郵送の場合は、令和 4 年 9 月 27 日

(火) 必着とする。

(7) 参考見積書 (税込 10%)

参考見積書 (内訳書含む) を提出すること。

9 技術提案書等に係る質問の受付及び回答

技術提案書等の作成・提出に関する疑義については、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

質問書 (様式第 8 号)

(2) 受付期間

令和 4 年 9 月 15 日 (木) から令和 4 年 9 月 22 日 (木) 午後 5 時まで。

(3) 提出方法

電子メールにて下記アドレスに送信のうえ、着信確認の電話連絡を行うこと。また、電子メールの件名は、「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画策定業務委託に関する質問 (業者名を記載)」とすること。

提出先メールアドレス: shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 4 年 9 月 26 日 (月) (予定) に千葉市ホームページに掲載する。

10 技術提案のヒアリング

技術提案書の受付後、下記のとおりヒアリングを実施する。ただし、提案者数等により調整する場合がある。

(1) 実施日時

令和 4 年 10 月 7 日 (金) (予定のため、日時は後日連絡とする。)

(2) 出席者

配置予定主任技術者、配置予定担当者、その他計 4 名以内を基本とする。

(3) 実施方法及び留意事項

ア 時間は技術提案内容のプレゼンテーション 20 分、質疑応答 20 分 (予定) の計 40 分 (予定) とする。

イ 技術提案書等の説明は、特段の事情がない限り配置予定主任技術者が行うこと。

ウ Microsoft Power Point2019 での閲覧が可能なデータ形式であること。

エ プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、その他必要な機器は各者で用意すること。

オ プレゼンテーションにおいては参加者が特定できないよう、社名等を公表しないように留意すること。

11 技術提案の審査

(1) 審査方法

審査は、提出書類及びヒアリングをもとに 11 (2) の評価基準に基づき選定委員会において審査する。

※参加申込者が 1 社の場合も審査を実施する。

(2) 技術提案の評価基準 (評価項目及び配点) は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		配点
特定テーマ	エリア内導線の計画	① エリア内の渋滞を抑制するための将来的に実施すべき道路整備などの解決方法が提案されているか。	20
	ワークショップの運営方法	② 地元住民の参加を予定している北谷津温水プール跡地利用及びわんぱくの森（プレーパーク）運営に向けたワークショップの開催方法や運営方法についての具体的な方針が提案されているか。	30
	周辺施設等との連携手法	③ 周辺施設等との連携の具体的な取り組みが提案されているか。	30
ヒアリング	業務理解度	本業務の趣旨を正しく理解しているか。	5
	説明のわかりやすさ	わかりやすい説明を心掛けているか。	5
実績	実績の有無	主任技術者が前年度から過去5年間に国、都道府県又は市町村のまちづくり、地域活性化に係る基本計画業務等を完了し、引渡しの済んだ実績。	10
合 計			100

(3) 優先交渉者等の選定方法

ア 各選定委員が採点した点数の合計を提案者の点数とし、最高得点の提案者を優先交渉者として、その次に得点が高い提案者を次点者として選定する。ただし、提案者の点数が満点の6割に満たない場合は、選定の対象としない。

イ 最高得点者が複数いる場合は、「特定テーマ」の点数が高い提案者を優先交渉者として選定する。

ウ 上記イにおいて、なお同点の場合は、くじにより優先交渉者を選定する。

エ 次点者となる提案者が複数ある場合は、上記イ及びウを準用して選定する。

1.2 審査結果通知

(1) 通知方法

審査結果は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに通知するほか、千葉市ホームページに掲載する。

(2) 留意事項

審査及び選定結果に係る異議の申し立ては受理しない。

1.3 その他留意事項

(1) 契約の手続き

ア 優先交渉者から提出された見積書の金額を上限額として見積合わせを行い、契約の締結を行う。

イ 委託内容については、特記仕様書及び技術提案書に基づき本市と協議のうえ決定する。

- ウ 優先交渉者と契約の合意にいたらなかった場合、次点者と交渉を行う。
 - エ 契約相手方は、当該契約締結のとき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 下記のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 提出書類の虚偽の記載がある場合。
 - イ 提出期限を過ぎて提出した場合。
 - ウ ヒアリングに欠席した場合。
 - エ 委託の上限額を超えた見積書を提出した場合。
 - オ 選定結果に影響を及ぼす不正行為があった場合。
- (3) 提出書類の取扱い
- ア 提出書類の作成及び提出等に係る費用は参加者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。
 - ウ 提出期間を過ぎた提出書類の差し替え、追加及び削除は認めない。
 - エ 提出書類は、本市の了解なく公表、使用することはできない。
- (4) 参加申請書を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 業務遂行に際し、技術提案書に記載された配置予定者の内容変更は認めない。ただし、変更理由及び変更予定者について本市が認めた場合は、この限りでない。

1.4 資料の貸出

申し出に応じて以下に掲げる図書を電子データで提供する。提供を希望する場合は、上記2（5）の業務担当課へメールで申請書を送付すること（様式自由）。

- ・新清掃工場建設に係る余熱利用施設及び地域活性化等可能性調査業務委託報告書
- ・新清掃工場建設に係る余熱利用施設及び地域活性化等事業化検討調査業務委託報告書
- ・新清掃工場隣接地域における活性化へ向けた民間活力導入可能性調査業務委託報告書
- ・新清掃工場建設に係る余熱利用施設及び地域活性化等基本構想策定業務委託報告書